

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（3年4月1日現在）

| | |
|---|--|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金（普通貯金） |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 （1） 払戻方法 （2） 払戻金額 （3） その他 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税金 （5） 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手数料 | ・ <u>この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金を利用する場合を含みます。）、</u> 当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金 <u>（削除）</u> の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |

(以降省略)

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（1年10月1日現在）

| | |
|---|--|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金（普通貯金） |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 （1） 払戻方法 （2） 払戻金額 （3） その他 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法 （4） 税金 （5） 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手数料 | ・ <u>定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、</u> 当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金 <u>または振替サービス「振込」</u> の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |

(以降省略)

(改正後)

(改正前)

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(3年4月1日現在)

| | |
|--|--|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金無利息型<決済用> |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 | ・無利息となります。 |
| 手数料 | ・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金を利用する場合を含みます。)、当JA所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金(削除)の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |

(以降省略)

(実施日)

この説明書は、2021年4月1日から実施する。

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(1年10月1日現在)

| | |
|--|--|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金無利息型<決済用> |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他 | ・当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 | ・無利息となります。 |
| 手数料 | ・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当JA所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |

(以降省略)